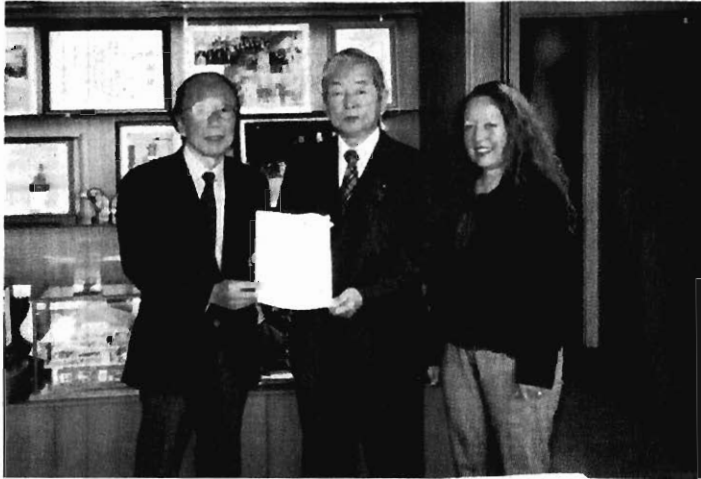


ウミガメ保護の条例を

鴨川の市民グループ 市長に独自の条例案手渡す



条例案を手渡す椎野会長(左)=鴨川市役所で

ウミガメの保護活動を通して、海洋や海浜など自然環境保全に取り組み鴨川市の市民グループ「ウミガメ倶楽部」(椎野瑞穂会長、33人)は、「効果的な保護を図るためには、行政との連携が必要」と、同市に対し「ウミガメ保護条例」の制定を提言した。先ごろ、椎野会長らが本多利夫市長を訪ね、条例案などを手渡した。

鴨川市は、太平洋に面した長い海岸線を持ち、白砂青松の東条海岸では毎年アカウミガメの産卵が確認されている。しかし、地球規模での環境破壊に加え、地域のさまざまな開発行為などもあって、その環境は悪化の一途をたどっている、という。

同会は「このまま放置しておくと産卵、ふ化は激減し、絶滅の恐れがある」とし「これに対する効果的な保護対策を研究提示し行動することが、地域の美しい海浜、世界の海洋保全にもつながる」と、市内の有志が集まり、今年9月に発足した。

定を同市に提案した。

保護条例案では、「ウミガメは、豊かな自然環境を構成する野生動物であり、市と市民が一体となって保護を図り、将来にわたり共有の財産として継承する」ことを目的に、市の責務として①保護活動の実施の教育活動や広報活動を通じて保護の必要性についての周知②活動団体に対する必要な支援を行う―を挙げ、市民の責務としては、保護につとめ、市が実施するウミガメ保護施策に協力しなければならない、としている。また、ウミガメ保護監視員の設置も盛り込んでいる。

専門家を迎えての研究や検討、先進自治体を調べたところ、持続的な発展と効果を出していくためには、「官民一体となった取り組みが必要」との認識に至り、今回、ウミガメ保護条例と条例施行規則、保護監視規定の各案をつくり、制